1. 機器導入助成			
		主体	対象
テレワーク実施計画の作成・提出		企業	都道府県労働局
	\downarrow		
テレワーク実施計画の認定		管轄労働局	企業
	\downarrow		
①~⑤の取組の実行			
	\downarrow		
計画承認日から7か月以内に、		企業	管轄労働局
支給申請書の提出			

2. 目標達成助成

機器等導入助成(評価期間)の初日から1年間を経過した日から起算した 3か月間(評価期間(目標達成期間))において、テレワークを実施

 \downarrow

- ・上記の評価期間の終了日の翌日から起算して1か月が経過するまでに、 管轄労働局へ支給申請書の提出
- ・前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ・前項の評価期間において、前頁のテレワーク実績基準を満たすこと